

電子海図情報表示装置（ECDIS）に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

電子海図情報表示装置（ECDIS）に関する事項

改正理由

IMO では、衝突や座礁等による海難事故を回避するため、事故防止及びそのための航行支援の観点から、2006 年 5 月に開催された第 81 回海上安全委員会（MSC81）より電子海図情報表示装置（ECDIS: Electric Chart Display and Information System）の搭載義務化を検討していた。

その後、2009 年 6 月に開催された第 86 回海上安全委員会（MSC86）において、ECDIS の導入のための SOLAS 条約第 V 章の改正案が採択され、2012 年 7 月 1 日から順次適用していくこととなった。

今般、同改正を取り入れ、関連規則を改めた。

改正内容

電子海図情報表示装置（ECDIS）の搭載に関する規定を追加した。